

「湖周行政事務組合出納員等設置規則」をここに公布する。

平成25年3月14日

湖周行政事務組合長 今井 竜 五

湖周行政事務組合規則第1号

湖周行政事務組合出納員等設置規則

別紙のとおり。

○湖周行政事務組合出納員等設置規則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第171条の規定に基づき、出納員等の設置及び事務分掌を明らかにし、もって会計事務の適確かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において出納員等とは、次の各号に定める職員をいう。

- (1) 出納員 法第171条第4項の規定により、会計管理者から事務の一部を委任され、現金等の出納又は保管の事務をつかさどる職員をいう。
- (2) 現金取扱員 法第171条第4項の規定により、出納員からその事務の一部を委任された職員をいう。

2 現金等とは、現金並びに小切手及び証券をいう。

(出納員)

第3条 湖周行政事務組合(以下「組合」という。)の必要な箇所に、出納員を置く。

2 出納員の設置箇所並びに出納員となるべき職員及び分掌事務等は、別表第1に定めるとおりとする。

(現金取扱員)

第4条 組合の必要な箇所に現金取扱員を置く。

2 現金取扱員の設置箇所並びに現金取扱員となるべき職員及び分掌事務等は、別表第2に定めるとおりとする。

(出納員等の任免)

第5条 第3条に規定する出納員の任免は、会計管理者の発議により、辞令の交付をもって任免するものとする。

2 前条に規定する現金取扱員の任免は、所属出納員の発議により、会計管理者への合議を経て、辞令の交付をもって任免するものとする。

(会計事務の委任)

第6条 会計管理者は、その権限に属する会計事務のうち、別表第1に掲げる会計事務を出納員に委任するものとする。

2 出納員は、その権限に属する会計事務のうち、別表第2に掲げる会計事務を現金取扱員に委任するものとする。

(出納員等の直接収納)

第7条 出納員等が現金等を直接収納したときは、納入者に領収書を交付しなければならない。

2 直接収納した現金等は、現金払込書等により速やかに、会計管理者口座に払込まなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ会計管理者の承認を得て一時保管し、払込むことができる。

(出納の検査)

第8条 会計管理者は、出納員等が行う会計事務について、随時に検査することができる。

(領収印)

第9条 出納員等の領収印は、様式第1号に定めるものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第3条、第6条関係)

出納員

設置箇所	出納員となるべき者	出納員が委任を受ける事務の範囲	領収印名
組合事務局	組合事務局に勤務する職員	・ 所管にかかわる使用料及び手数料の収入 ・ 所管にかかわる諸収入の収納	湖周行政事務組合

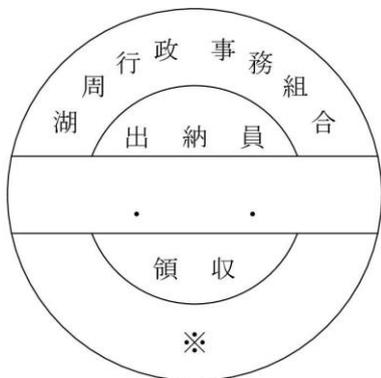
別表第2(第4条、第6条関係)

現金取扱員

設置箇所	現金取扱員となるべき者	現金取扱員が委任を受ける事務の範囲	領収印名
組合事務局	組合事務局に勤務する職員	別表第1のうち湖周行政事務組合出納員の行う事務の一部	湖周行政事務組合第1号

様式第 1 号 (第 9 条関係)

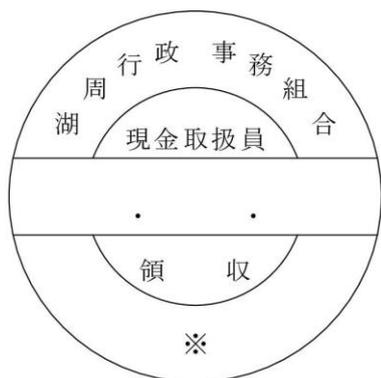
(1) 出納員領収印



(備考)

※箇所には、別表第 1 の領収印名を付す。実際は、直径 16 mm となる。

(2) 現金取扱員領収印



(備考)

※箇所には、別表第 2 の領収印名及び番号を付す。実際は、直径 16 mm となる。